

岐阜県立飛騨高山高等学校 いじめ防止基本方針（改定案）

平成29年5月30日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる。」を基本認識として、全職員が、教育活動全体において危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに事態に真摯に対処する。

（1）いじめの具体的な態様

本校は、以下のものをいじめの具体的な態様として捉える。

- ・冷やかされる、からかわれる、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれにされる、集団により無視される。
- ・ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・所持品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

※その他すべての心理的又は物理的な人権侵害行為をいじめとして捉える。

（2）学校の基本姿勢

- ・いじめを重大な人権侵害として捉え、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・いじめ問題には、学校が組織的に取り組み、早期発見・早期対応はもとより未然防止に努める。
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ・生徒相互のより良い人間関係づくり、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。
- ・いじめの解消には相当の期間を必要とすること、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。
- ・いじめ等防止対策について、PDCA（計画/実行/評価/改善）サイクルにより改善を図る。

2 いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組

（1）いじめ防止等の対策のための組織

- ・本校は、次のような組織を設置する。

[組織の名称]

飛騨高山高等学校いじめ防止対策検討会議

[組織の構成員]

- ・学校関係者…校長、副校長、教頭（全・定・通）、生徒指導主事（全・定・通）、教育相談担当（全・定・通）
- ・第三者機関…臨床心理士、保護者代表（全・定・通）、地域代表

※校長が会を司る。定時制・通信制は校長の命を受け、副校長が司る。会務は教頭が担当し、生徒指導主事がこれを補佐する。

※臨床心理士は必要に応じて参加する。

[組織の運営]

- ・年2回（5月・2月）いじめ防止対策検討会議を開催する。
第1回は、学校の現状の確認及び基本方針の検討をするとともに、年間計画を決定する。
第2回は、取組の成果と課題を洗い出し、次年度に向けて基本方針等の見直しを検討する。
- ・重大事態発生時及び重大事態に発展する恐れのある時には、速やかに課程別いじめ対策検討会議を開催し、事態の対応に当たる。

(2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- 教育活動全体を通じて、すべての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- 情報の「報告・連絡・相談」体制を整備し、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- 外部評価（学校評価を含む）を定期的実施し、点検及び見直しを行う。
- 教職員の資質向上及び人権意識向上を図るべく、管理職による定期的な自己啓発面談を行う。
また、いじめ防止及び再発防止に係る職員研修会を実施する。

【教務部】

- 授業規律の確立を推進するとともに、学習環境を定期的に点検・整備する。
- 各教科の授業研究を推進し、TTや分割授業、支援員の活用を図りわかる授業を実践する。

【生徒指導部】

- 職員間の連携を密にして、生徒に関する情報収集に努める。日常的な情報交換の流れを明確にし、心配な生徒については早い段階で家庭との連携を図り、いじめ（再発）防止につなげる。
- 年3回（5月、10月、1月）学校生活に関するアンケートを実施し、情報収集に努める。
- 年5回（4月、6月、8月、10月、12月）、全生徒との個人面談を実施して、相談できる機会を設ける。
- 情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- 外部機関（警察、子ども相談センター等）と定期的に情報連携を図る。
- ホームルーム活動を通して、人間として望ましい在り方・生き方を考え、互いに尊重し合う態度を養う。
- 特別支援教育支援員と連携し、保健室利用者への身体的な健康管理指導だけでなく、心の相談活動も推進する。

【進路指導部】

- 進路実現に向けて、段階的に各種情報を提供し、目的意識をもたせる指導をする。
- 就労（アルバイト）を奨励し、望ましい勤労観・職業観を育成する。

(3) 年間計画

月	行事	取組内容
4	新入生オリエンテーション 二者懇談	• 円滑な学校生活を送るための指導 • 担任と生徒の二者面談
5	情報モラル講座 第1回学校生活に関するアンケート 第1回いじめ防止等対策検討会議	• スマホ、携帯の危険性についての講演会 • 記名、無記名選択式で全校生徒対象に実施 • 現状の確認と基本方針、年間計画の検討
6	人権に関するLHR（生活体験作文） 三者懇談	• 自己を見つめ、他者の思いを知る機会とする • 「学校いじめ防止基本方針」の周知 • 家庭との情報連携及び家庭生活状況の確認
7	いじめ認知に関する校内研修会	• いじめ、迷惑行為発見と初期対応についての研修
8	二者懇談	• 担任と生徒の二者面談
9		
10	第2回学校生活に関するアンケート 三者懇談 命の大切さについての講話	• 記名、無記名選択式で全校生徒対象に実施 • 家庭との情報連携及び家庭生活状況の確認 • 交通事故被害者家族の方の講話
11	福祉講演会	• ブラインドウォーク等（高山市社会福祉協議会の協力）
12	人権講話 三者懇談	• 人権に関する講話 • 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの報告 • 家庭との情報連携及び家庭生活状況の確認
1	第3回学校生活に関するアンケート	• 記名、無記名選択式で全校生徒対象に実施
2	第2回いじめ防止等対策検討会議	• 取組の成果と課題、基本方針等の見直し・検討
3		

※その他、必要に応じて全校集会やホームルームでの指導を行う

※月例職員会議では生徒情報交換を行い、生徒理解・いじめ対応についての職員研修を行う

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

[対応する組織]

- ・生徒指導部(教育相談担当を含む)及び生徒指導委員会
※生徒指導委員会の構成員は、管理職、当該生徒の担任・生徒指導主事、教育相談係等とする。
※第三者の派遣については、県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。
※生徒指導部は記録を取る。

[対応手順]

- ①被害生徒、加害生徒の安全を確保する。
- ②被害生徒、加害生徒の事実関係を把握する。(複数の教員が関係生徒から個別に聴き取る)
- ③具体的な対応や手順等を決める。→対応方針を職員間で共通理解する。
- ④保護者に連絡し、誠意をもって丁寧に説明する。(事実関係、支援・指導方針、具体的な支援・指導方針)
- ⑤関係諸機関と連携する。(教育委員会、警察、子ども相談センター等)
- ⑥カウンセリングを取り入れる。(教育相談的アプローチ)
- ⑦必要に応じて(特にいじめによる不登校等、重大事態に発展する恐れのある時)、課程別いじめ対策検討会議を開催し、情報の共有を図る。
- ⑧指導の見直しをしながら、いじめの解消まで継続し、再発を防止する。

さ	最悪を想定し
し	慎重に
す	素早く
せ	誠意を持って
そ	組織で対応

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

[対応手順]

- ①速やかに、課程別いじめ対策検討会議を開催する。
必要な場合には専門的な第三者を加えるものとする。
※構成員は、重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、公平性、中立性の保持に努める。
※第三者の派遣については、県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。
- ②県教委(地域担当生徒指導主事を含む)へ報告し、事実関係を明確にするための調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体によるものかの判断を仰ぐ。
- ③生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

[事実関係を明確にするための調査を実施するにあたっての留意事項]

- ①県教委(地域担当生徒指導主事を含む)と連携し、実施方法や内容等について指示を仰ぐ。
- ②生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由にして説明を怠ることがないようにする。
- ③生徒への聴き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒及び保護者に説明する等の措置を取る。
- ④調査結果は県教委に報告する。
- ⑤調査結果で明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等の情報を提供する。

4 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害生徒やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、生徒の個人調査データ(心理検査、いじめ調査、迷惑調査等)は、全生徒分を卒業後5年間保管する。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価(アセスメント)する上で有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、生徒指導に積極的に利用する。